

MIYAZAKI Facilities Improvement Manual



人にやさしい福祉のまちづくり条例  
**施設整備マニュアル**

宮崎県



# はじめに

宮崎県では、平成12年に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、人にやさしい福祉のまちづくりを推進することにより、障がいのある方や高齢の方をはじめすべての県民が住み慣れた地域で安心して快適に生活するとともに自らの意思で行動し、参加することができる社会の実現を目指しています。

このたび、「人にやさしい福祉のまちづくり」をさらに推進するために、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を改正し、特定公共的施設について整備基準への適合を義務付けたほか、公共的施設の新築等を行う際の手続の変更等を行いました。

この施設整備マニュアルでは、公共的施設の設計者をはじめ事業者、県民の皆様が整備基準や手續について御理解いただけるよう、社団法人宮崎県建築士会の御協力をいただき、その内容や設計する上での配慮事項について、事例による図示を含めてわかりやすく記しました。

公共的施設の整備に当たっては、このマニュアルを活用いただき、バリアフリーの施設づくりが一層推進されるよう県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

平成24年3月  
宮崎県福祉保健部障害福祉課

# 目 次

## 条例概要編

1 条例のあらまし（条例の概要、おもいやり駐車場制度）	2
2 対象施設（公共的施設、特定公共的施設、小規模施設）	9
3 公共的施設（建築物（小規模施設を除く））の整備項目一覧表	12
4 公共的施設（建築物（小規模施設））の整備項目一覧表	14
5 事務手続きの流れ	16
6 相談（届出）窓口一覧表	20

## 整備基準編

1 整備基準の概要	22
2 基本動作寸法	24
3 設計編の見方	28
4 設 計 編	
4-1 建築物編	
1 移動等円滑化経路	34
2 移動等円滑化経路を構成する出入口	36
3 移動等円滑化経路を構成する廊下等	40
4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路	42
5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等	44
6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	50
7 出入口	54
8 廊下等	56
9 階 段	58
10 傾斜路	62
11 エレベーター	64
12 便 所	68
13 駐車場	74
14 敷地内の通路	78
15 客席及び観覧席	80
16 客 室	82
17 浴室及び脱衣室	84
18 シャワー室及び更衣室	86
19 授乳及びおむつ交換場所	88

20	改札口及びレジ通路	92
21	公衆電話台	94
22	券売機	96
23	受付カウンター及び記載台	98
24	案内標示板	100
25	緊急時の設備	104
26	視覚障がい者移動等円滑化経路	106
<b>4-2 建築物(小規模施設)編</b>		
1	出入口	112
2	廊下等	114
3	エレベーター	116
4	便所	118
5	駐車場	120
6	敷地内の通路	122
7	改札口及びレジ通路	124
8	案内標示板	125
<b>4-3 道路編</b>		
1	歩道等(歩道及び自転車歩行者道)	128
2	歩道と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	130
3	歩道等を横断する車両出入口	132
4	案内標識	134
<b>4-4 公園編</b>		
1	出入口	136
2	園路	138
3	転落防止等	141
4	便所	142
5	駐車場	144
6	案内表示等	146
7	付帯設備	148
<b>4-5 路外駐車場編</b>		
1	路外駐車場車いす使用者用駐車施設	152
2	路外駐車場移動等円滑化経路	154

# 目 次

## 4-6 共通事項編

1 手すり .....	158
2 線状ブロック等及び点状ブロック等 .....	160
3 参考事項	
・床 材 .....	162
・スイッチ、コンセント類 .....	163
・点 字 .....	163
・国際シンボルマーク .....	164

## 5 届 出 編

5-1 届出等に必要な書類 .....	168
5-2 届出記入例	
公共的施設事前協議書 .....	169
整備項目表 .....	170
添付図書 .....	180

## 資 料 編

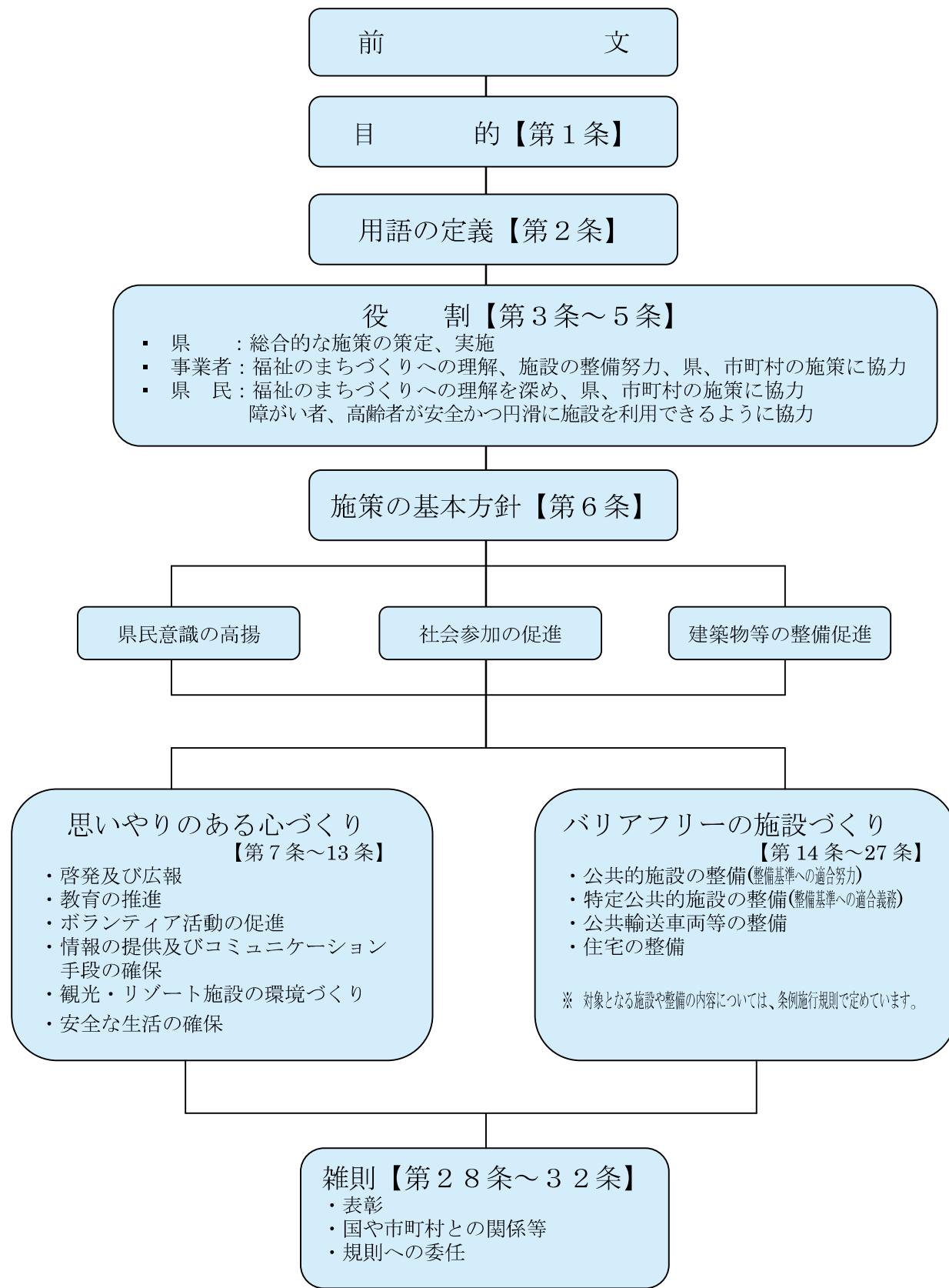
1 人にやさしい福祉のまちづくり条例	
1-1 条 例 .....	188
1-2 施行規則 .....	194
1-3 規則様式 .....	224
2 おもいやり駐車場制度実施要綱 .....	254
3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	
3-1 法 律 .....	258
3-2 施行令 .....	288
3-3 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（誘導基準） .....	310
4 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件 .....	320
5 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件 .....	328
6 参考文献 .....	330

# 条例概要編

- 1 条例のあらまし  
(条例の概要、おもいやり駐車場制度)
- 2 対象施設  
(公共的施設、特定公共的施設、小規模施設)
- 3 公共的施設(建築物(小規模施設を除く))  
の整備項目一覧表
- 4 公共的施設(建築物(小規模施設))の  
整備項目一覧表
- 5 事務手続きの流れ
- 6 相談(届出)窓口一覧表

# 1 条例のあらまし

## 人にやさしい福祉のまちづくり条例の構成



## 人にやさしい福祉のまちづくり条例の概要

### 前文

人にやさしい福祉のまちづくりに関する基本理念等を明らかにしています。

### 目的

この条例は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、事業者、県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針や必要な施策を定めることにより、人にやさしい福祉のまちづくり総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的としています。

### 役割

県、事業者、県民の役割を定めています。

### 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策

施策の基本方針に基づき、県が実施する人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を明らかにしています。

#### ○施策の基本方針

- ・県民意識の高揚、社会参加の促進、施設等の整備促進の3本を施策の基本方針としています。

#### ○思いやりのある心づくり

「思いやりのある心づくり」の推進に関する施策を規定しています。

- ・啓発及び広報

- ・教育の推進

- ・ボランティア活動の促進

- ・情報の提供及びコミュニケーション手段の確保

- ・観光・リゾート施設の環境づくり

- ・安全な生活の確保

- ・財政上の措置

#### ○バリアフリーの施設づくり

「バリアフリーの施設づくり」の推進に関する施策を規定しています。

#### 【公共的施設及び特定公共的施設の整備】

公共的施設の整備について必要な事項を明らかにしています。

- ・整備基準（詳細は規則に委任）

- ・整備基準への適合

- ・維持保全

- ・事前協議

- ・新築等の届出

- ・工事完了の届出

- ・完了検査

- ・適合証の交付

- ・適合状況報告

- ・立入調査

- ・指導及び助言

- ・勧告

- ・公表

#### 【公共輸送車両等及び住宅の整備】

施設以外のものについて、その整備の努力義務を明らかにしています。

- ・公共輸送車両等の整備

- ・住宅の整備

### 雑則

この条例の円滑な施行に必要となる事項を明らかにしています。

- ・表彰制度

- ・国等に関する特例

- ・市町村の条例との関係

- ・市町村への協力の要請

- ・委任（条例の対象施設や整備基準等については規則に委任）

# おもいやり駐車場制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

## おもいやり駐車場制度とは

この制度は、商業施設、医療機関、銀行、官公庁など公共的施設に設置された身体障害者用駐車場等を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで特に歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

## おもいやり駐車場制度の4つのポイント

- 1 身体障害者用駐車場を利用できる方が明確になります。
- 2 利用証の掲示により、不適正利用を防止できます。
- 3 身体障害者用駐車場の適正利用への理解が深まります。
- 4 妊産婦など一時的に歩行が困難となる方の駐車場確保が図れます。

## おもいやり駐車場の種類

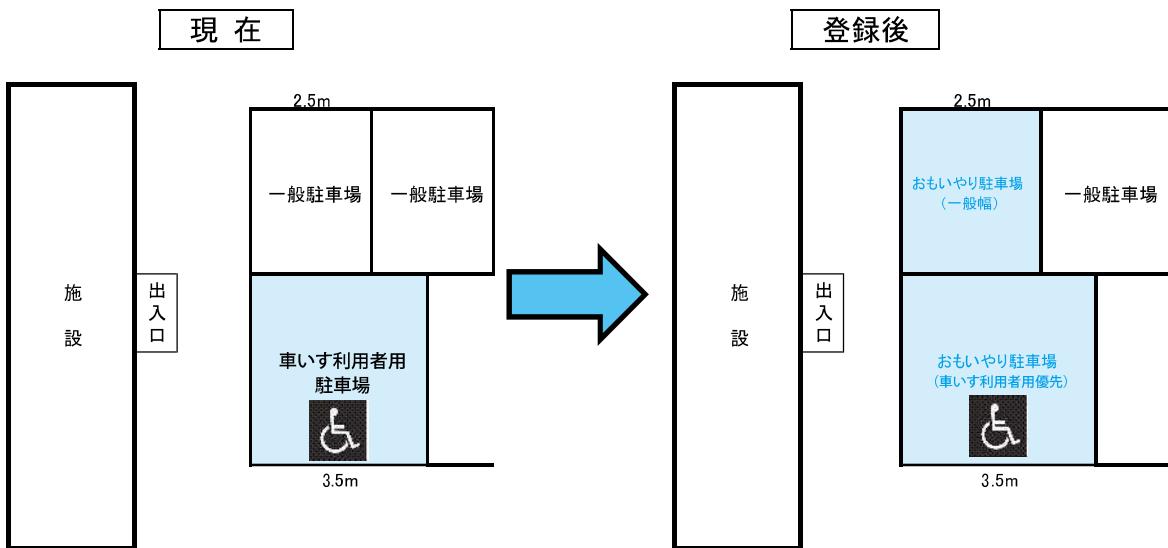
### (1) 対象駐車区画

官公庁、商業施設、病院、宿泊施設、銀行など不特定多数の方が利用する公共的施設の駐車場の次の駐車区画で県に協力駐車場として登録した区画です。

「車いす利用者優先（概ね3.5m幅）」と「一般幅（2.5m幅）」の2種類があり、施設管理者の選択によります。

## &lt;制度対象駐車区画のイメージ&gt;

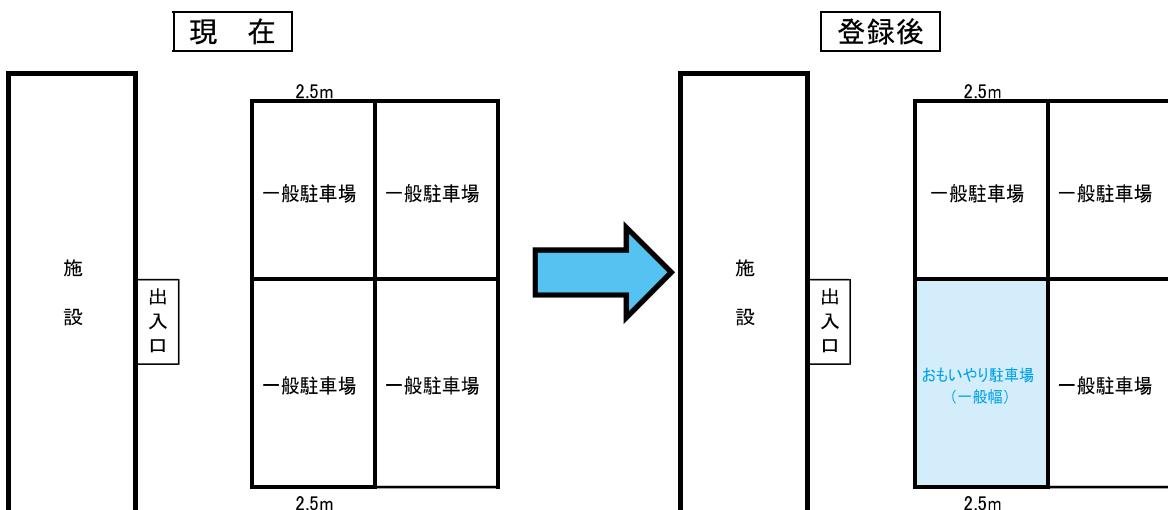
## 例 1



「車いす利用者用駐車場」のみ

- ・「車いす利用者用駐車場」をおもいやり駐車場(車いす利用者優先駐車場)として登録
- ・出入口に近い駐車場をおもいやり駐車場(一般幅駐車場)として登録

## 例 2



「一般駐車場」のみ設置

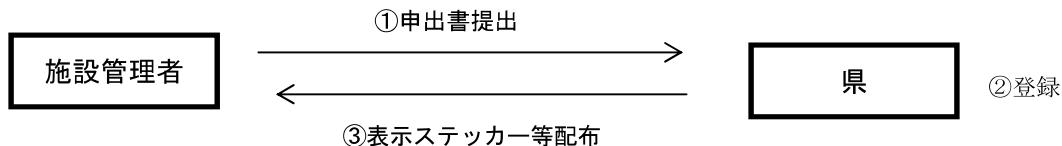
出入口に近い駐車場をおもいやり駐車場(一般幅駐車場)として登録

※ 新たな駐車スペースを確保していただく必要はありません。

# おもいやり駐車場制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

## (2) 協力駐車場の登録手続

施設管理者から協力駐車場としての登録申出書を県へ提出してもらい、県が協力施設として登録します。



## (3) 駐車場管理者の協力事項

### ①制度対象駐車区画の表示

以下の2つの方法から駐車場管理者が選択できます。

- ・壁面貼付用のステッカー(A3サイズ・2種類)による表示

〈車いす利用者優先駐車場用(赤)〉

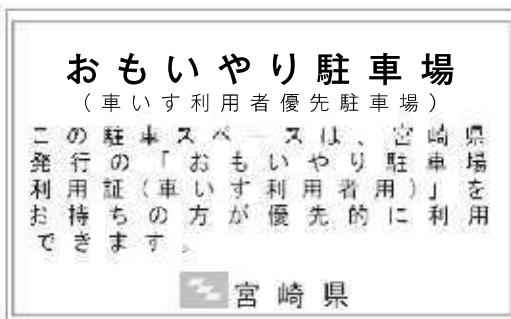


〈全対象者駐車場用(緑)〉

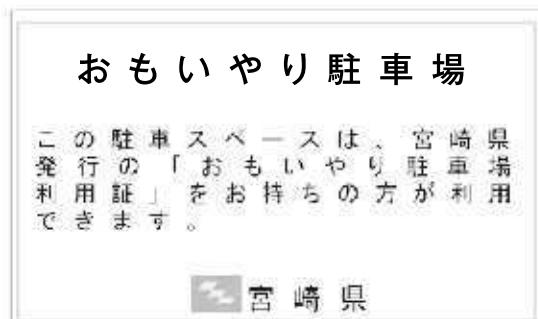


- ・路面貼付用のステッカー(A2サイズ・2種類)による表示

〈車いす利用者優先駐車場用〉



〈全対象者駐車場用〉



- ②非協力車両への指導（普及啓発チラシの提示等）をお願いします。

## 利用証の種類

本制度の対象となる方には、申請に基づき以下の利用証を交付します。  
利用証交付対象者は以下の交付基準に該当する方のうち歩行が困難な方、歩行に危険を伴う方、一時的に歩行が困難な方です。

※交付基準、利用証及び申請窓口等につきましては県障害福祉課へお問い合わせください。



車いす利用者用



(車いす利用者を除く)  
障がい者・高齢者・難病患者用



妊産婦・けが人用



利用証はルームミラーに掛けて、外から見えるように提示します。



## 2 対象施設（公共的施設、特定公共的施設、小規模施設）

### 公共的施設

「**公共的施設**」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園その他多くの人が利用する施設で、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるために、**整備基準に適合させるよう努めなければならない施設**です。

また、公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途変更をしようとする場合、**工事に着手する日の30日前までに、事前協議が必要**です。

### 特定公共的施設

「**特定公共的施設**」とは、公共的施設のうち一定規模以上の施設で、**整備基準に適合させなければならない施設**です。

### 小規模施設

「**小規模施設**」とは公共的施設のうち、用途面積が $300\text{ m}^2$ 未満の医療施設、集会施設、物品販売施設、飲食施設及びサービス施設、用途面積が $1,000\text{ m}^2$ 未満の興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊技施設、公衆浴場、自動車車庫及び複合施設、用途面積が $3,000\text{ m}^2$ 未満の事務所及び工場（見学コースを有するもの）並びに1棟あたりの戸数が50以下の共同住宅のことです。

これらには別途整備基準が設けられており、**整備基準に適合させるよう努めなければならない施設**です。

# 公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要

区分		公共的施設	特定公共的施設	小規模施設	
建 築 物	1 福祉保健施設	社会福祉施設、保健施設など	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設	公共的施設のうち、用途面積が 300 m <sup>2</sup> 未満の施設	
	2 文化施設	博物館、美術館、図書館など			
	3 公共交通機関の施設	港湾旅客施設、空港、バスターミナル、鉄道の駅			
	4 公衆便所	公衆便所	用途面積 50 m <sup>2</sup> 以上の公衆便所		
	5 官公庁施設	国、地方公共団体等の事務所	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設		
	6 公益施設	ガス事業、電気事業、電気通信事業の事務所			
	7 教育施設	学校、自動車教習所、公共職業能力開発施設	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の特別支援学校		
	8 医療施設	病院、診療所	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設	公共的施設のうち用途面積が 300 m <sup>2</sup> 未満の施設	
	9 集会施設	集会場、公会堂			
	10 物品販売施設	物品販売業を営む店舗			
	11 飲食施設	飲食店	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の飲食店	公共的施設のうち用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の施設	
	12 サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、銀行など	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設		
	13 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演劇場			
	14 展示施設	展示場			
	15 宿泊施設	ホテル、旅館	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設（簡易宿所を除く）	公共的施設のうち用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の施設	
	16 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場	公共的施設のうち、用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設		
	17 遊技施設	遊技場			

	18 公衆浴場	公衆浴場		
	19 自動車車庫	一般の用に供する自動車車庫		
	20 複合施設	1~19 に掲げる施設が 2 以上存在するもの	1~5 及び 7~19 までに掲げる特定公共的施設のうち異なる項目に属するものが 2 以上存する施設で用途面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施設	
	21 事務所	事務所（6 を除く）		公共的施設のうち用途面積が 3,000 m <sup>2</sup> 未満の施設
	22 工場	見学コースを有する施設のみ		1 棟当たりの戸数が 50 以下の共同住宅
	23 共同住宅	共用部分のみ		
	24 公公用歩廊	公用歩廊	用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の公用歩廊	
	道路	国道、県道、市町村道	特定道路	
	公園等	児童公園、都市公園、港湾緑地、動物園、植物園など	特定公園施設	
	路外駐車場 (建築物以外)	路外駐車場	特定路外駐車場	

## 3 公共的施設(建築物(小規模施設を除く))の

\*1 特定の施設については、資料編「人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則」別表第1を参照してください。

※2 複合施設については、用途により適用される整備項目が異なります。

## 整備項目一覽表

○適合義務 ○努力義務

## 4 公共的施設(建築物(小規模施設))の

整備項目		医療施設 300m <sup>2</sup> 未満の施設	集会施設 300m <sup>2</sup> 未満の施設	物品販売施設 300m <sup>2</sup> 未満の施設	飲食施設 300m <sup>2</sup> 未満の施設	サービス施設 300m <sup>2</sup> 未満の施設	興行施設 1,000m <sup>2</sup> 未満の施設	展示施設 1,000m <sup>2</sup> 未満の施設
1	出入口	○	○	○	○	○	○	○
2	廊下等	○	○	○	○	○	○	○
3	エレベーター							
4	便所	○	○	○	○	○	○	○
5	駐車場	○	○	○	○	○	○	○
6	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○
7	改札口及びレジ通路	○	○	○	○	○	○	○
8	案内標示板	○	○	○	○	○	○	○

※ 複合施設については、用途により適用される整備項目が異なります。

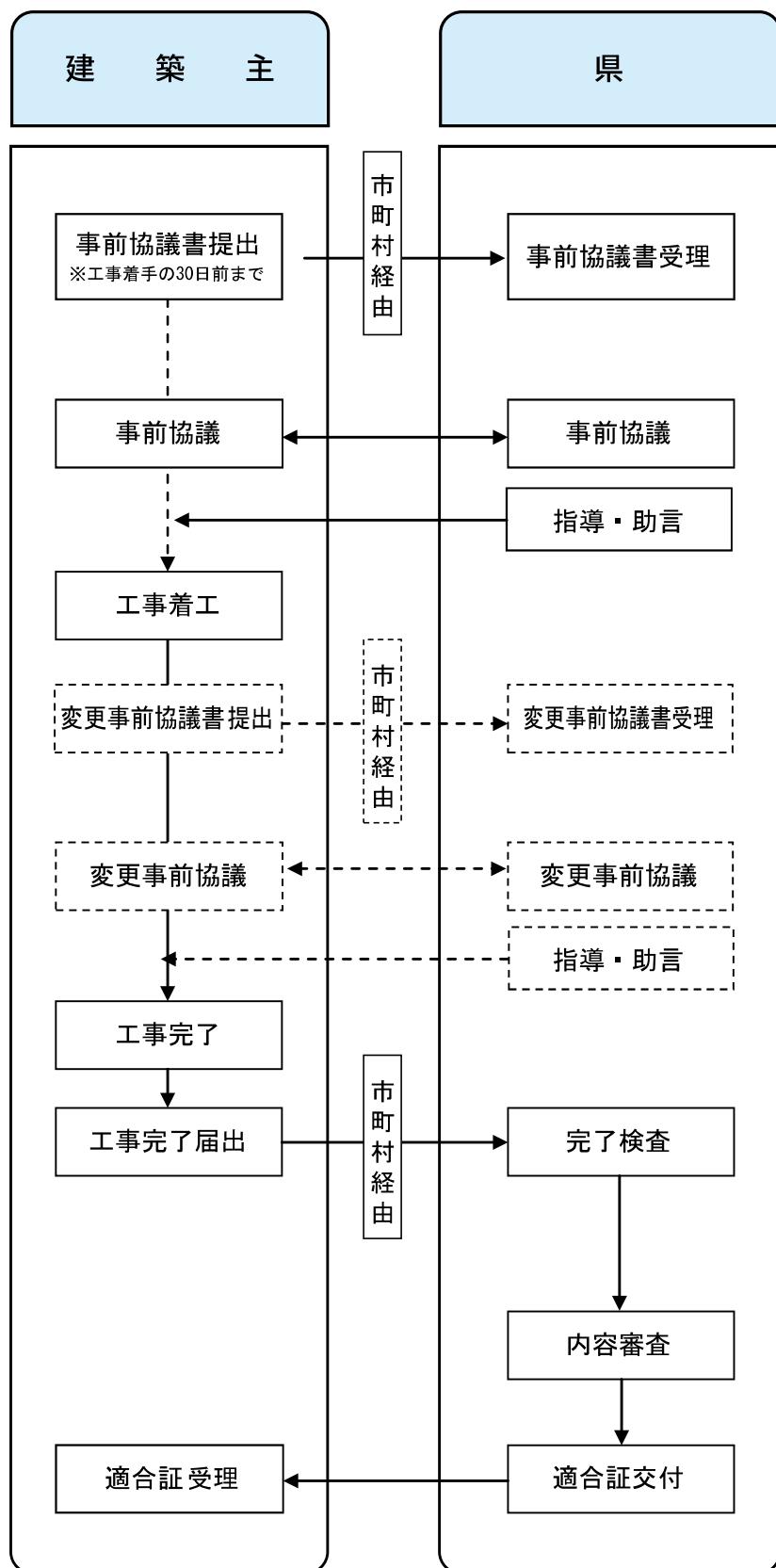
# 整備項目一覧表

○努力義務

宿泊施設	体育施設	遊技施設	公衆浴場	自動車車庫	複合施設	事務所	工場	共同住宅
1,000m <sup>2</sup> 未満の施設	3,000m <sup>2</sup> 未満の施設	3,000m <sup>2</sup> 未満の施設	戸数が50戸以下の施設					
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○		○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○

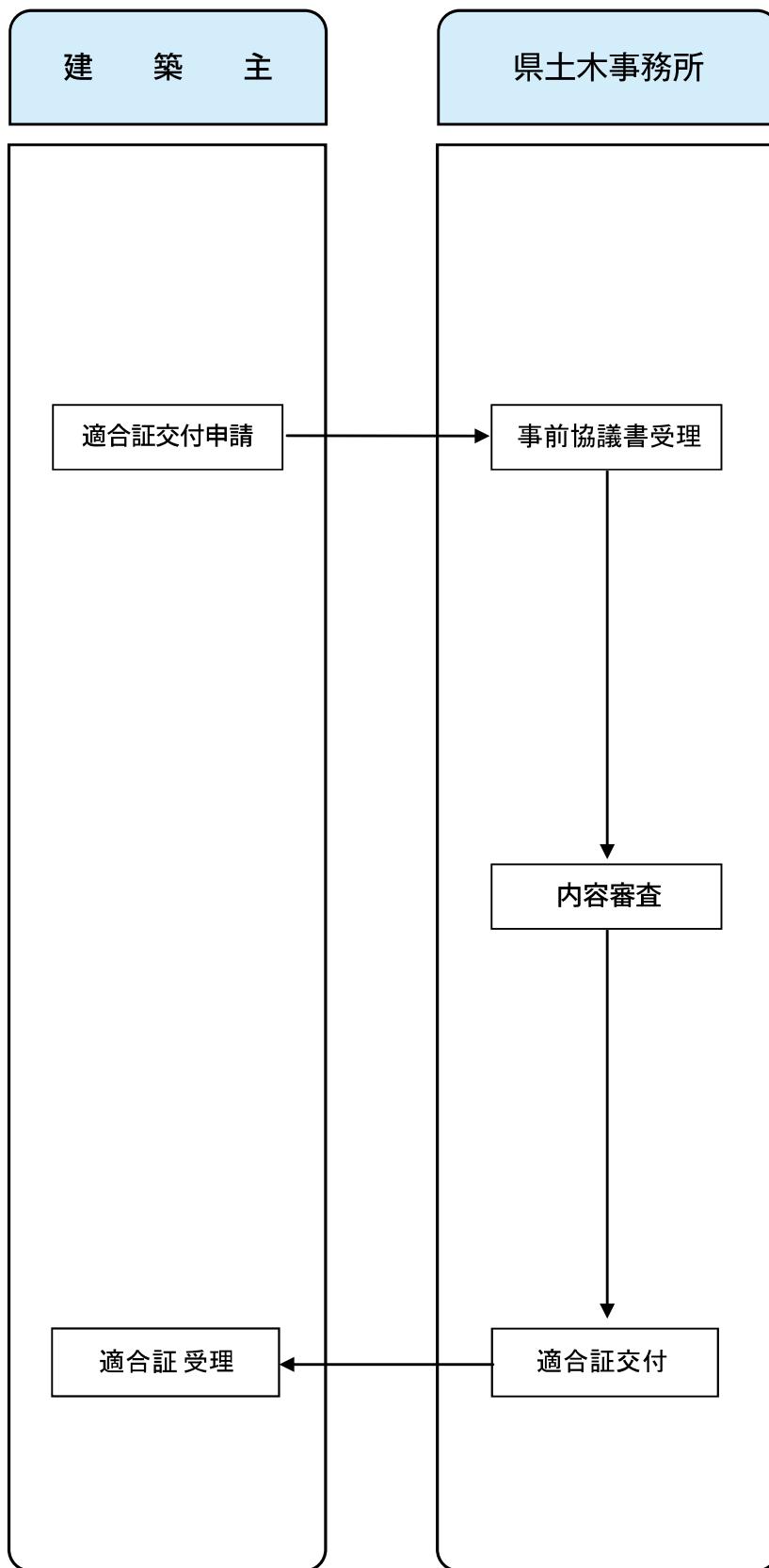
# 5 事務手続きの流れ

## 公共的施設の新築等の手続き(建築物)



- 届出の窓口は、「相談（届出窓口一覧）」のとおりです。
  - 公共的施設の新築等をしようとする者は、県に各市町村経由で工事の着手の30日前までに届け出る必要があります。
  - 事前協議にて整備基準に適合しない場合は、指導・助言を行います。
  - ※ 事前に協議を行わず、工事の着工を行った場合は勧告、公表を行う場合があります。
  - 工事中に計画の変更を行う場合は、変更事前協議が必要です。
  - ※ 変更の協議を行わず、工事を行った場合は勧告、公表を行う場合があります。
  - 変更事前協議にて整備基準に適合しない場合は、指導・助言を行います。
  - 工事完了届出の内容が事前届出の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないときは勧告を行う場合があります。
  - 内容を審査し、整備基準に適合していれば、適合証を交付します。

## 適合証交付の手続き（既存施設）



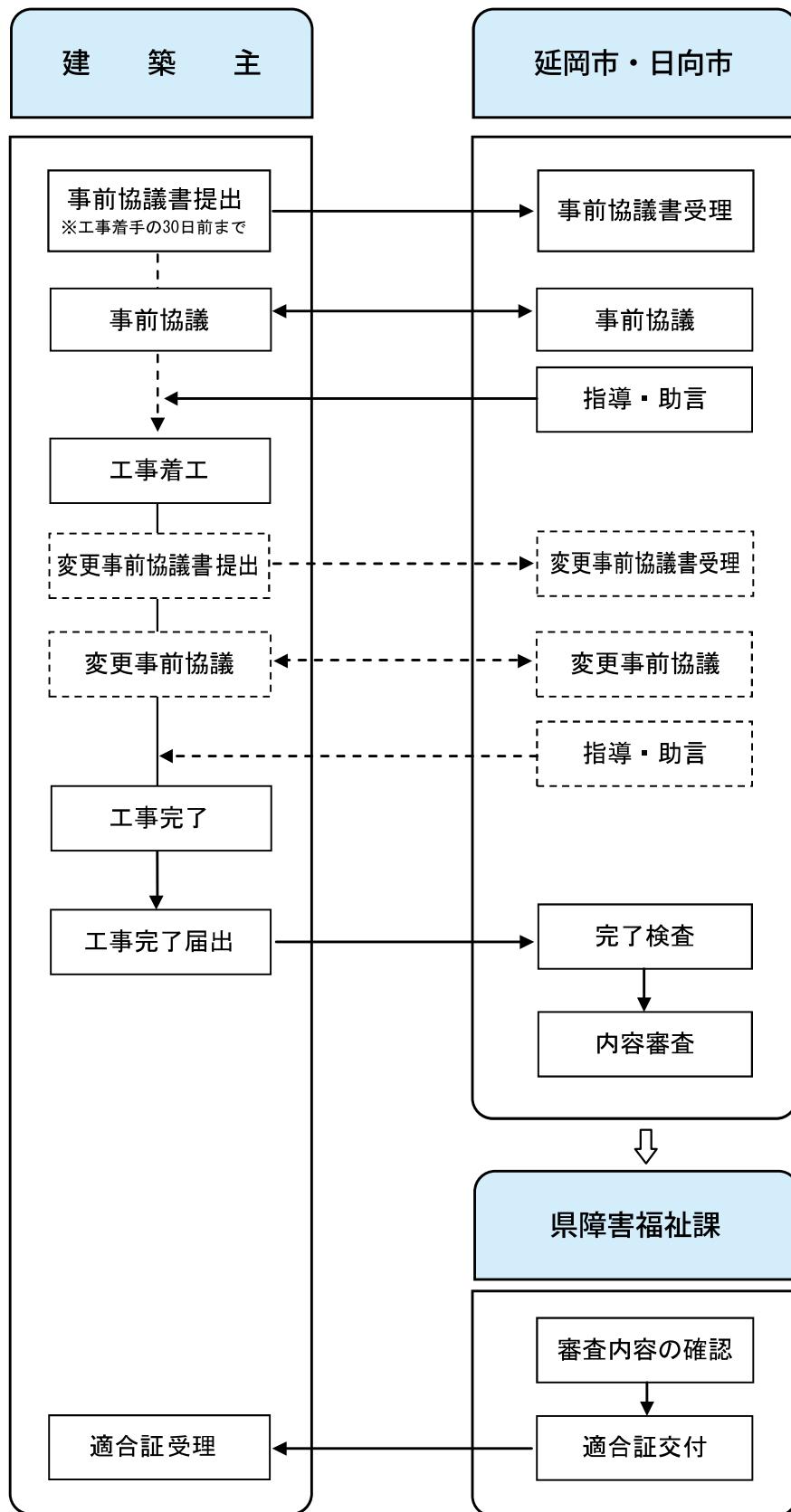
○既存の公共的施設についても適合証の交付を申請することができます。

○申請の内容を審査します。

○整備基準への適合を確認後、適合証を交付します。

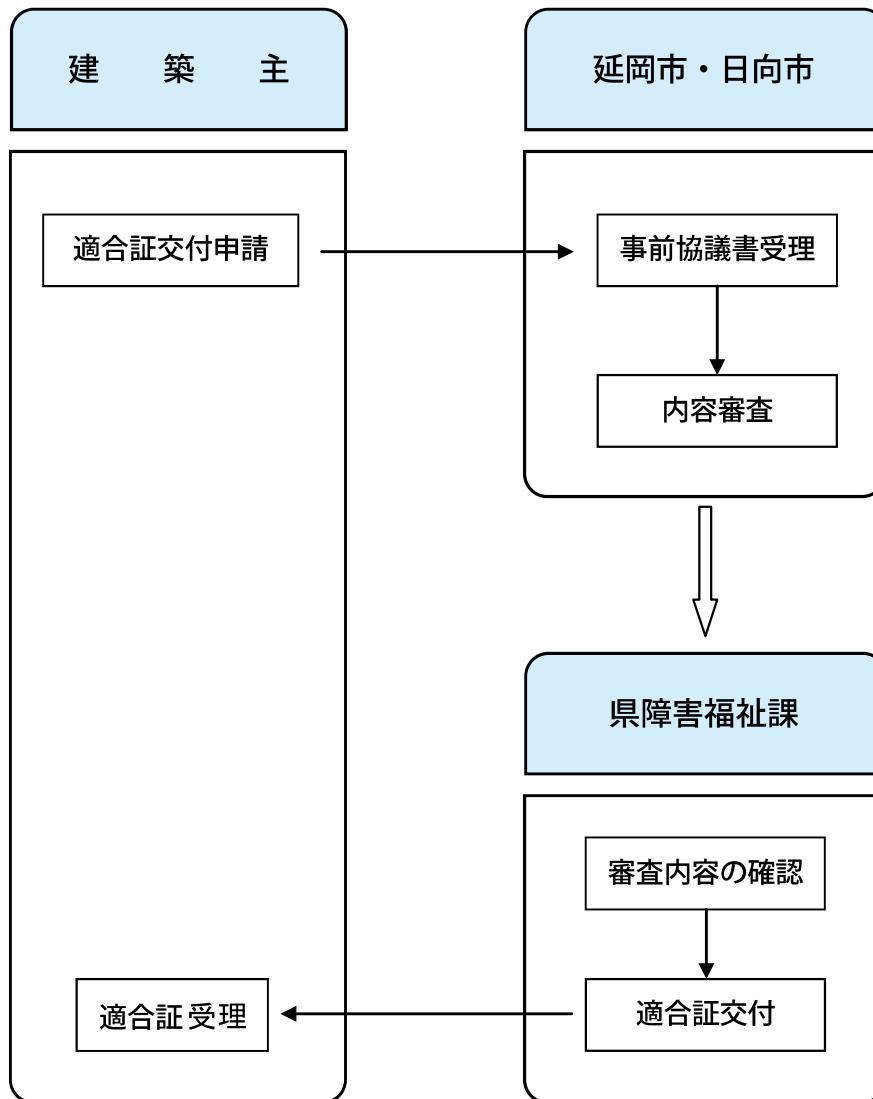
# 5 事務手続きの流れ

## 公共的施設の新築等の手続き(建築物) 延岡市・日向市



- 届出の窓口は、「相談（届出窓口一覧）」のとおりです。
- 公共的施設の新築等をしようとする者は、各市に工事の着手の30日前までに届け出る必要があります。
- 事前協議にて整備基準に適合しない場合は、指導・助言を行います。
- ※ 事前に協議を行わず、工事の着工を行った場合は勧告、公表を行う場合があります。
- 工事中に計画の変更を行う場合は、変更事前協議が必要です。
- ※ 変更の協議を行わず、工事を行った場合は勧告、公表を行う場合があります。
- 変更事前協議にて整備基準に適合しない場合は、指導・助言を行います。
- 工事完了届出の内容が事前届出の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないときは勧告を行う場合があります。
- 内容を審査し、整備基準に適合していれば、県障害福祉課にて適合証を交付します。

## 公共的施設の新築等の手続き(既存施設) 延岡市・日向市



○既存の公共的施設についても適合証の交付を申請することができます。

○申請の内容を審査します。

○整備基準への適合を確認後、適合証を交付します。

# 6 相談（届出）窓口一覧

## 建築物・路外駐車施設

相談（届出）窓口 ※		住所	電話番号	管轄区域
宮崎県	建築住宅課	〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7195	全県 ※※
	宮崎土木事務所 建築課建築指導担当	〒880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7287	高岡土木事務所 西都土木事務所 高鍋土木事務所 の管内市町村
	日南土木事務所 総務課建築担当	〒887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-4661	日南土木事務所 串間土木事務所 の管内市町村
	都城土木事務所 総務課建築担当	〒885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4512	都城土木事務所 小林土木事務所 の管内市町村
	日向土木事務所 総務課建築担当	〒883-0046 日向市中町 2-14	0982-52-0309	日向土木事務所 の管内市町村
	西臼杵支庁 土木課管理担当	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町 大字三田井 22	0982-72-3191	西臼杵支庁 の管内市町村
延岡市	都市建設部建築指導課	〒882-8686 延岡市東本小路 2-1	0982-22-7034	延岡市
日向市	建設部建築住宅課	〒883-8555 日向市本町 10-5	0982-52-2111	日向市

## 道路・公園等

相談（届出）窓口		住所	電話番号	管轄区域
宮崎県	障害福祉課	〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	0985-32-4468	全県 ※※

## おもいやり駐車場

相談（届出）窓口		住所	電話番号	管轄区域
宮崎県	障害福祉課	〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	0985-32-4468	全県

※ 届出の受付は、各市町村担当窓口で行います。

※※ 宮崎市は宮崎市健康福祉部健康福祉課（0985-21-1754）

都城市は都城市福祉部福祉課（0986-23-2980）にお問合せください。

# 整備基準編

1 整備基準の概要

2 基本動作寸法

3 設計編の見方

4 設 計 編

4-1 建築物編

4-2 建築物（小規模施設）編

4-3 道路編

4-4 公園編

4-5 路外駐車場編

4-6 共通事項編

5 届出編

5-1 届出等に必要な書類

5-2 届出記入例

# 1 整備基準の概要

## 整備基準の基本的な考え方

障がい者や高齢者をはじめすべての人々の利用に配慮した施設を整備するには、まず、すべての利用者が施設に「**到達できること**」を実現していくことが基本的な考え方です。さらに、「ノーマライゼーション」の考え方の広まりにより、あらゆる人々が同じように安全かつ円滑に利用できるよう配慮することも重要になっています。

本整備基準でも、障がい者、高齢者等へ配慮すべき事項として、「**到達できること**」を基本性能としつつ、「**使用しやすいこと**」、「**安全であること**」等を規定しています。配慮すべき事項の具体的な整備の例としては、

- 到達性への配慮** : 出入口幅の確保、傾斜路設置、エレベーター設置、通路幅の確保、線状ブロック等の敷設など
- 使用性への配慮** : 車いす使用者でも使用しやすいスペースの確保など
- 安全性への配慮** : 手すりの設置、点状ブロック等の敷設、緊急時の設備など
- わかりやすさへの配慮** : 識別しやすい案内表示、点字表示など

等があげられます。

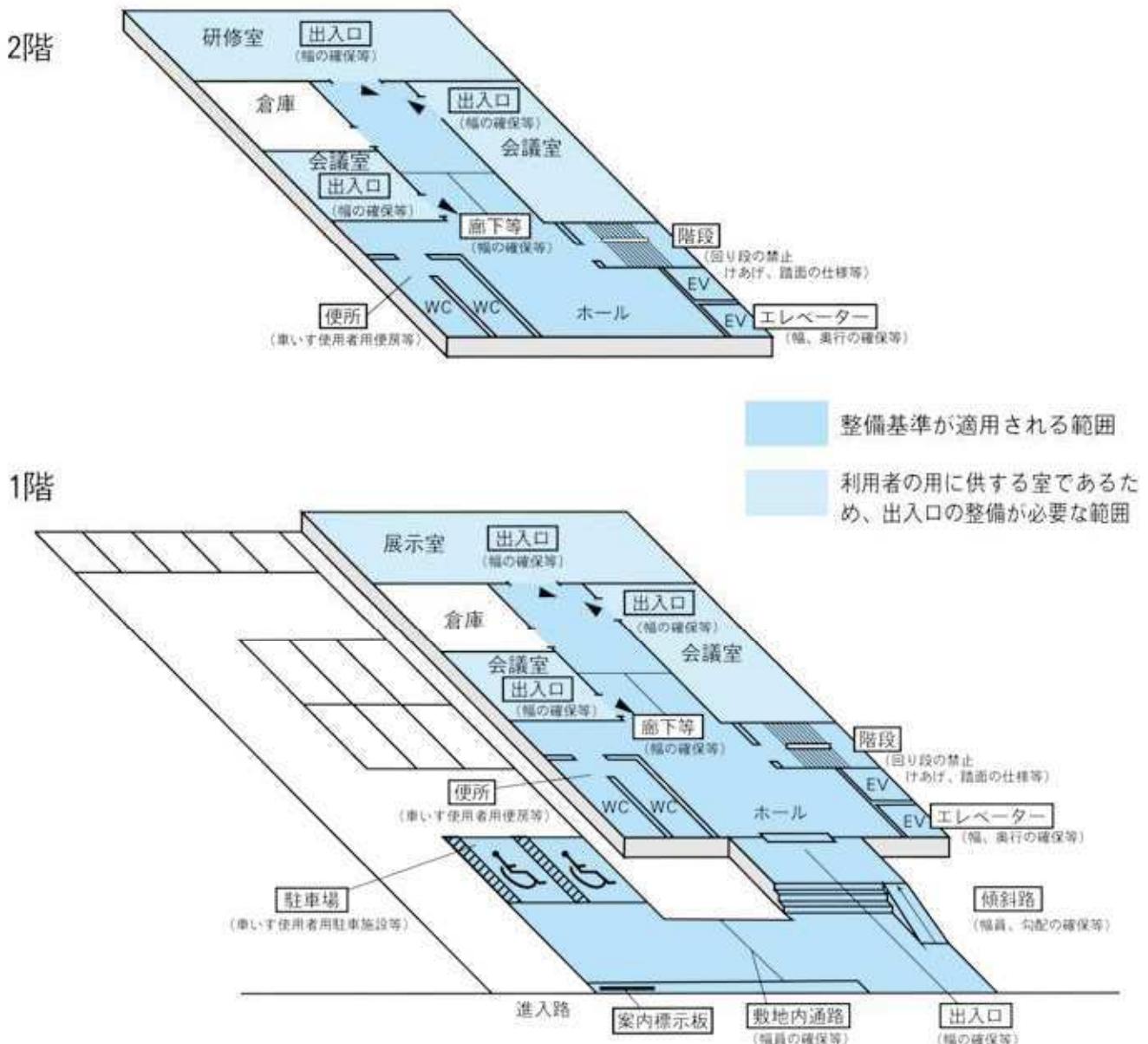
建築主や設計者は、本整備基準を最低限の基準としたうえで、公共的施設の種類や規模及び利用者の想定等に応じて、設計のレベルを設定し、障がい者、高齢者等の利用に配慮したバリアフリーの施設づくりをすることが必要です。

## 整備基準が適用される範囲

本整備基準が適用されるのは、**公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設**のうち利用者の用に供する部分に限られます。

したがって、例えば、デパートなどの物品販売施設における倉庫、荷物用エレベーター及び従業員専用の階段、便所など従業員のみが利用する部分については、**本整備基準は適用されません。**

[ 整備基準が適用される範囲イメージ図 ]



## 2 基本動作寸法

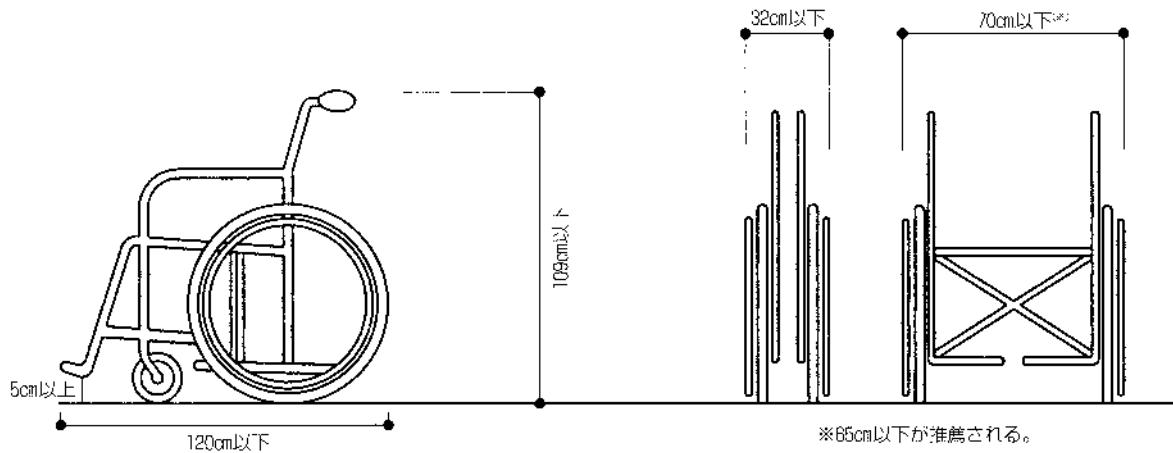
ここでは、障がい者、高齢者等の利用に配慮した設計等を行ううえで参考となる基本動作寸法を示しています。実際の計画にあたっては、この基本動作寸法に留意し、整備基準に示された数値のもつ意味を考慮しつつ「バリアフリーの施設づくり」に努めてください。

### ■車いすの寸法

#### (1) 手動車いすの寸法 (JIS T 9201)

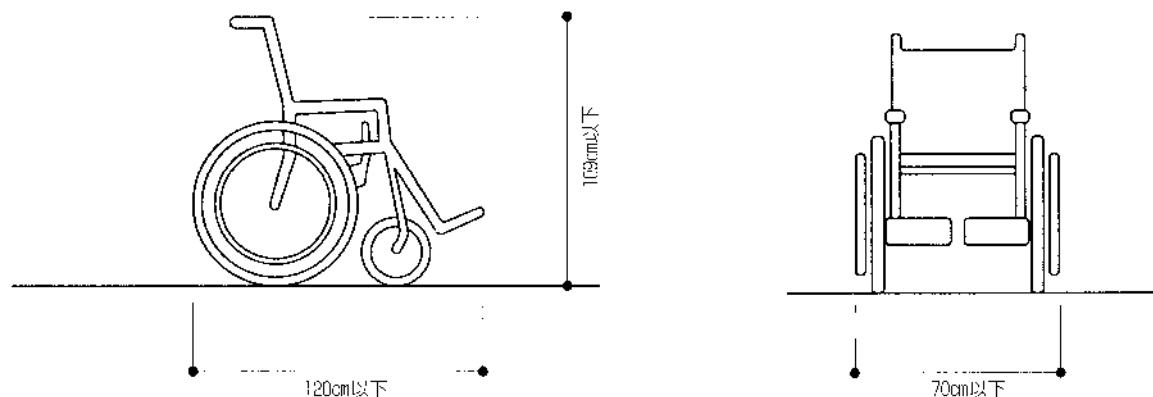
大型・中型・小型の3タイプの他に、スポーツ用、片マヒ用などがあります。

JIS規格（大型）



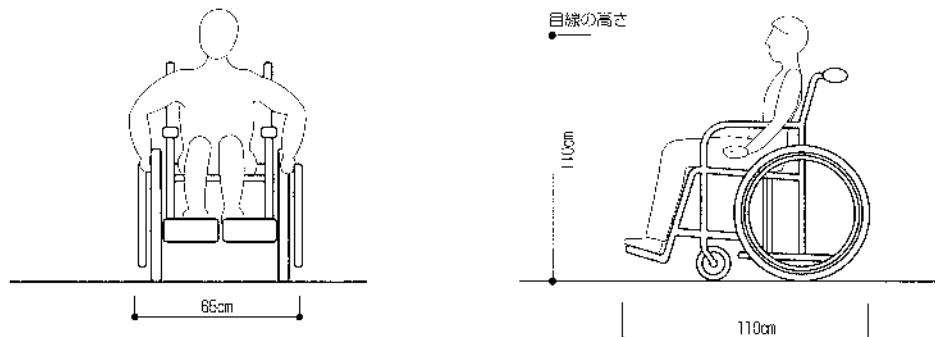
#### (2) 電動車いすの寸法 (JIS T 9203)

JIS規格（大型）

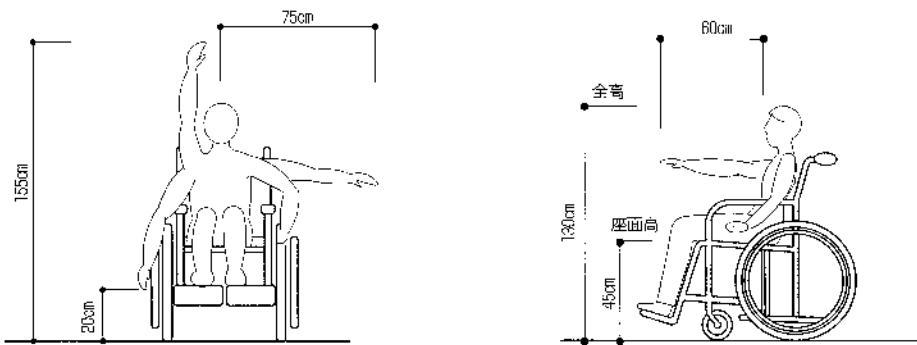


## ■車いす使用者の基本動作寸法

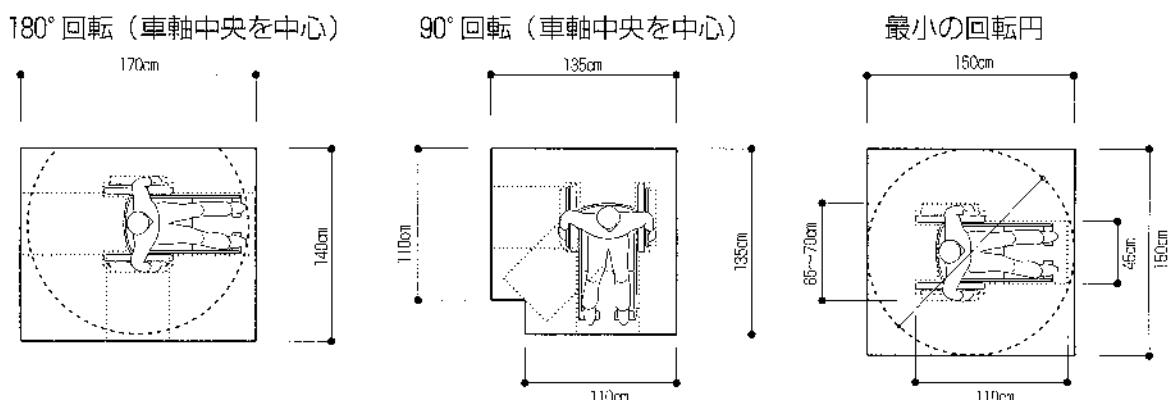
### (1) 人間工学的寸法



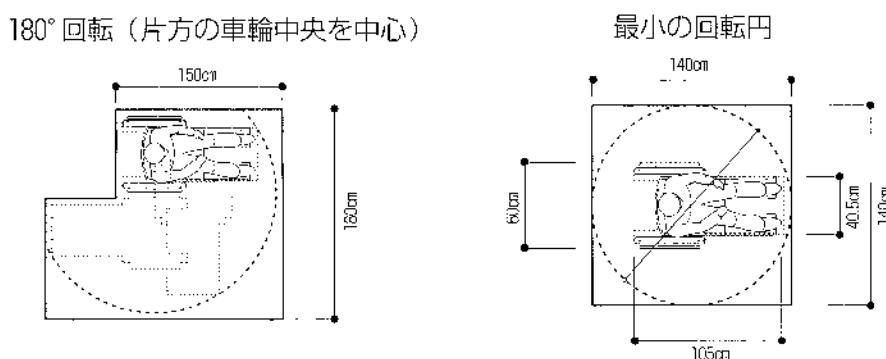
### (2) 手の届く範囲



### (3) 手動車いすの最小限動作空間



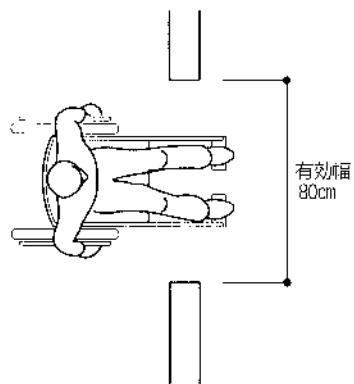
### (4) 電動車いすの最小動作空間



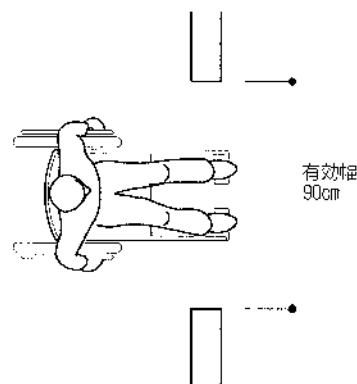
## 2 基本動作寸法

### ■設計寸法の考え方

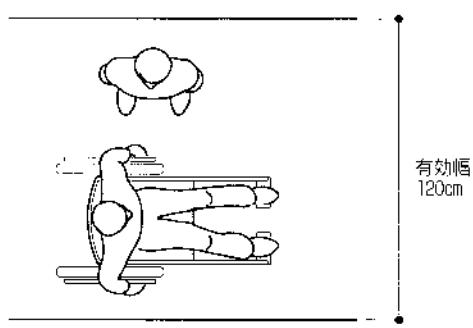
(1) 車いすが通過できる寸法



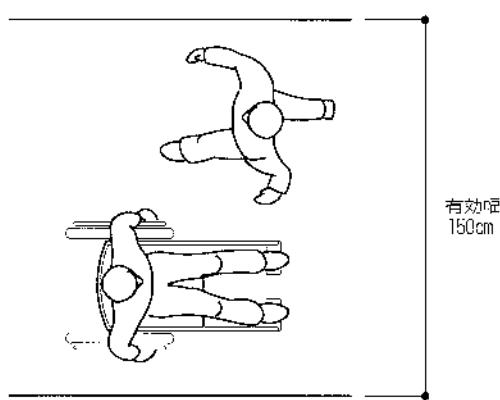
(2) 車いすが通過しやすい寸法



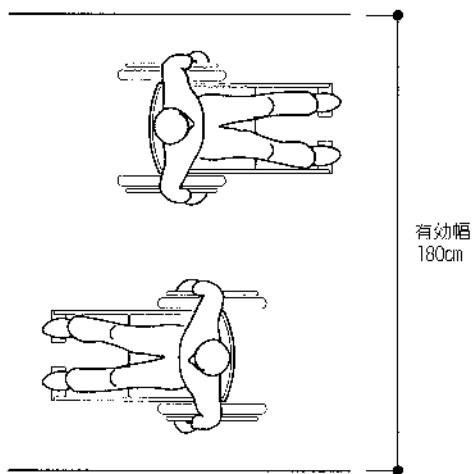
(3) 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法



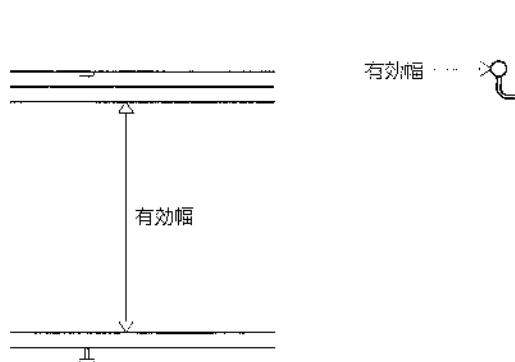
(4) 人と車いすがすれ違える寸法



(5) 車いす同士がすれ違いやすい寸法

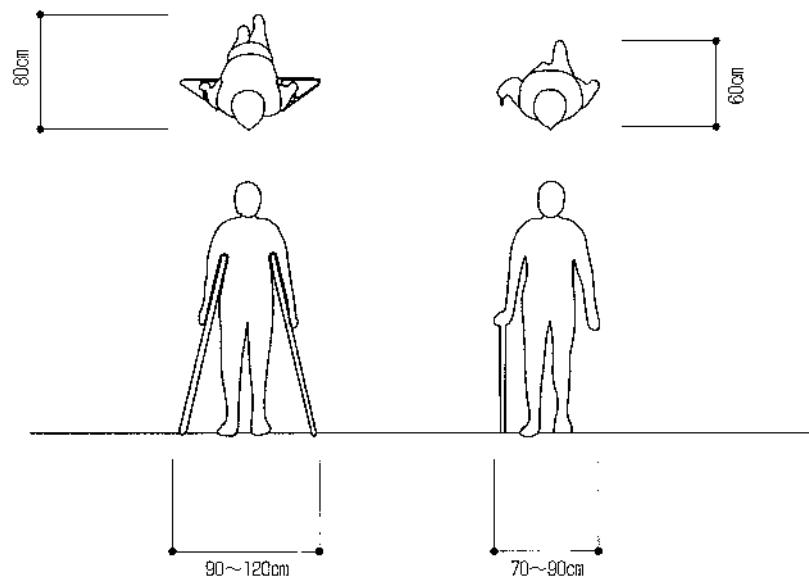


(6) 手すりを設置する場合の有効幅



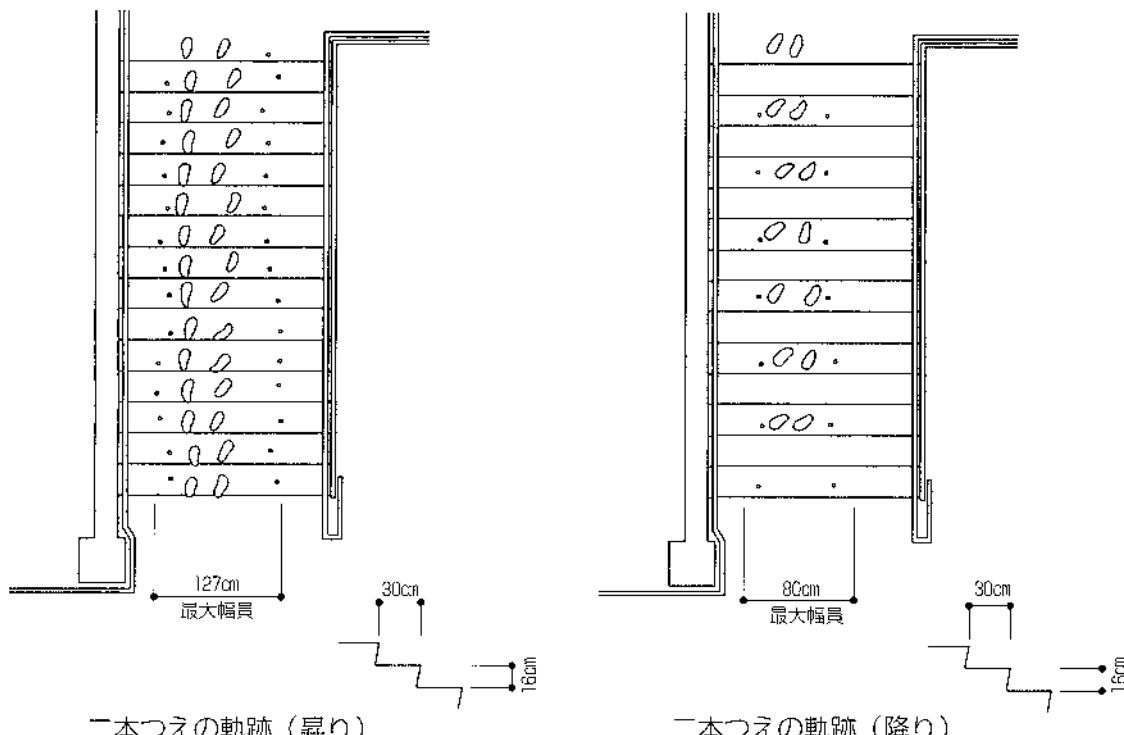
## ■つえ使用者の基本動作寸法

### (1) 人間工学的寸法



### (2) 階段の昇降のための必要寸法

二本つえ使用者の階段の昇降



※軌跡については、一例を参考に示したものです。

### 3 設計編の見方

設計編では、条例に定められている整備基準について、その基準の解説、整備のポイント及び具体的な整備の例などをまとめています。

実際の設計にあたっては、建築主や設計者の工夫により、公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の敷地の状況等の諸条件を考慮し、整備基準や配慮すべき事項等をうまく組み合わせ、条例の趣旨に沿った整備を行ってください。

#### 項目

公共的施設等の区分と整備箇所を示しています。

#### 基本的な考え方

その項目について、どのような観点から整備すればよいか、基本的な考え方を簡潔にまとめています。

#### 整備基準

条例に定めている整備基準を示しています。

#### 整備基準の解説

整備基準について、解説をしています。

#### 整備のポイント

その項目について、整備をするときの着眼点を示しています。

#### 整備の要点

整備のポイントを、整備基準と考慮すべき事項に分けて解説しています。

●印：整備基準

◎印：整備基準の他に考慮すべき事項

#### 具体的な整備の例

整備基準及び考慮すべき事項の内容について、具体的な整備の例を示しています。

●印：整備基準

◎印：整備基準の他に考慮すべき事項

整備基準		
項目	整備基準の解説	基本的な考え方
<b>建築物編</b>		
<b>3 移動等円滑化経路を構成する廊下等</b>		<b>基本的な考え方</b> 廊下等は、障がい者、高齢者等が安全に通行し目的の場所まで到達できるようにすることが大切です。そのためには、廊下の幅を確保するなどの整備に努めることが必要です。
<b>整備基準</b>	<b>整備基準の解説</b>	
移動等円滑化経路を構成する廊下等は、8の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120 cm以上とすること。 (2) 廊下等の末端の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 2の項に定める構造の出入口及び5の項(1)並びに5の項(2)のアに定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 戸を設ける場合には、自動的に閉鎖する構造その他の車いす使用者が容易に閉鎖して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	○本項は、利用者の用に供する主要な廊下等の共通の基準として、障がい者、高齢者等が通行しやすい構造とすることを規定している。 ○幅120 cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、車いすが通行しやすい寸法である。 ○「車いすの転回に支障のないもの（構造）」あるいは「車いすが転回できる構造の部分」とは、「140 cm角以上のスペース」や「T字型の交差部分」などのことである。また、廊下幅の有効幅が140 cm以上ある場合は、転回スペースがあるものとする。 ○各出入口部分では、車いす使用者が戸の開閉操作などをする必要があるため、車いすを安全に停止できるよう床を水平とする。	
<b>整備のポイント</b>	<b>整備の要点 (●:整備基準 ○:考慮すべき事項)</b>	<b>図面番号</b>
1 廊下等の構造	●主要な廊下等の幅は、有効幅を120 cm以上とする。 ●「2出入口」に定める出入口、エレベーターの出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降用の出入口に接する部分は、水平とする。 ○上記の水平部分は、150 cm角以上のスペースを確保する事が望ましい。 ○必要に応じて、手すりを設ける。 ○柱型などの突起物はできるだけなくす。 ○曲がり角の出隅を落とし、キックプレートを設置するなどの配慮をする。 ●廊下等の末端部分や区间50 m以内ごとに車いすの転回スペースを設ける。	3-1
2 車いす転回スペース		3-2
関連基準(バリアフリー法誘導基準) □主要な廊下の有効幅：180 cm以上（有効幅140 cmとする緩和規定あり）		3-3
40 Miyazaki		Miyazaki 41
<b>整備のポイント</b>	<b>整備の要点</b>	<b>具体的な整備の例</b>
	関連基準：バリアフリー法誘導基準とは、 整備することがより望ましい基準	

